

研究活動の不正行為の防止等に関する規程

(目的)

第 1 条 本規程は、文京学院大学（以下「本学」という。）において行われる教職員等の研究活動について不正行為の防止及び不正行為が生じた場合、又はその恐れがある場合の措置等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 研究活動の不正行為とは、研究者倫理に背馳（はいち）し、研究活動及び研究成果の発表において、その本質ないし本来の趣旨を歪め、科学コミュニティの正常な科学コミュニケーションを妨げる行為をいう。

(不正行為)

第 3 条 本規程において「研究活動の不正行為（以下「不正行為」という。）」とは、本学教職員等が研究活動を行う場合における次の各号に掲げる行為をいう。ただし、故意により行われたものに限る。

- ① 捏造：存在しないデータ・研究結果等を作成するもの（特定不正行為）
- ② 改ざん：研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工するもの（特定不正行為）
- ③ 盗用：他の研究者のアイデア、分析・解析手法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用するもの（特定不正行為）
- ④ その他：同じ研究成果の重複発表、論文著作者が適正に公表されない不適切なオーサーシップなどの行為
- ⑤ 不正行為には、その他文京学院大学教員倫理綱領、文京学院大学倫理委員会規則に違反する研究を行う行為及び本条各号に掲げる行為の証拠隠滅又は立証妨害をする行為も含まれる。

学内規程及び関係法令に逸脱して、研究費等を不正使用(不正に使用及び受給する行為)についての防止等に関する規程は別途定める。

(遵守事項)

第 4 条 本学教職員は「文京学院教職員倫理憲章」を、本学に在籍する大学学生は「学生生活指針」を遵守し、研究活動について別に定める文京学院大学教員倫理綱領、文京学院大学倫理委員会規則を遵守しなければならない。

- 2 研究を行う教職員等は、本学が定期的実施する研究倫理教育を受けなければならない。
- 3 公的研究費を原資とする研究を行う教職員等は、研究データを配分機関等から指定される期間保存し、必要とされる場合には開示しなければならない。
- 4 公的研究費(競争的資金等)に係る全ての教職員(研究者及び事務職員)は、本学が実施する「コンプライアンス教育に関する研修会」を受講し、その内容を理解した上で、次の事項を記した誓約書に自署し、提出しなければならない。誓約書には、次の事項を盛り込むものとする。

- ① 本学規則等を遵守すること
- ② 不正を行わないこと
- ③ 規則等に違反して、不正を行った場合は、本学や配分機関の処分および法的な責任を負担

すること

(運営・管理および防止体制)

第 5 条 本学は、研究活動について、不正行為の防止及び不正行為があった場合の措置等を適正に行うため、次に掲げる責任者を定める。

- ① 最高管理責任者は、学長とし、不正行為の防止、研究費等の運営・管理を統括する。
- ② 統括管理責任者(研究部門)は、不正行為の防止については、研究部門を担当する理事・副学長とする。不正行為の防止、研究費等の運営・管理について、具体的な対策を策定・実施し、その実施状況を確認し、最高管理責任者に報告する。

2 前項に定める責任者のもと、公的研究費の管理・監査の体制整備を目的に、次に掲げる責任者を定める。

- ① 内部統制の強化を図るため、新たに、コンプライアンス教育の受講管理、競争的資金等の管理・執行のモニタリング・改善指導の役割を担う「コンプライアンス推進責任者」を設置するものとする。コンプライアンス推進責任者は、各学部長、各研究科委員長とし、コンプライアンス教育の実施、研究費の執行・管理等の監督を行い、そのうえで必要に応じ、実施状況を統括管理責任者(研究部門)に報告する。

3 第 1 項に定める責任者のもと、研究倫理の向上を目的に研究倫理教育責任者を置く。

研究倫理教育責任者は、総合研究所長とし、広く研究活動に係る者を対象に定期的な研究倫理教育を実施する。

4 特殊な役務(プログラム開発等)に関する研修の実施と具体的方法などを提示する。

5 不正リスクに対する抜き打ちなどを含めた重点的なリスクアプローチ監査を実施する。

(不正行為の告発・相談窓口)

第 6 条 不正行為に関わる告発、情報提供等のための窓口を置き、事務部門の長(統括ディレクター)をこれに充てる。

2 窓口は、不正行為に関わる告発の受付、相談、情報の整理及び最高管理責任者等への報告を行うものとする。

(告 発)

第 7 条 不正行為の疑いがあると思料する者は、原則として、次の各号に掲げる事項を明示して不正行為の疑いについて告発することができる。

- ① 研究活動上の不正行為を行ったとする教職員等又はグループ等の氏名又は名称
- ② 研究活動上の不正行為の具体的内容
- ③ 研究活動上の不正行為の内容を不正とする合理的理由

2 上記の告発の受付は、書面、電話、FAX、電子メール、面談などの選択を可能とするが、告発は原則として顕名によるもののみ受け付ける。

3 前項の定めにかかわらず、匿名による告発があった場合、告発の内容に応じ、顕名の告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。

(予備調査)

第 8 条 最高管理責任者は、前条の告発等により不正行為の存在の可能性が認められた場合は、速やかに、告発等の合理性、調査可能性について予備調査を行うものとする。

2 予備調査は最高管理責任者、統括管理責任者(研究部門)、研究倫理教育責任者、当該告発の該当する部局のコンプライアンス推進責任者により行う。

3 予備調査は、告発者及び調査対象者からの事情聴取並びに通報に関わる書面等に基づ

き、不正行為の有無及び程度について行うものとし、最高管理責任者は予備調査の結果に基づき、告発等の内容の合理性を確認し本調査（以下、「調査」という。）を行うか否かを告発等の受付から 30 日以内に決定するものとする。

- 4 調査を行わないと判断した場合は、最高管理責任者は、その旨の理由とともに告発者に通知するものとする。この場合、予備調査に係る資料等を保存し、その事案に係る配分機関等及び告発者の求めに応じ開示するものとする。

（調査委員会）

第 9 条 最高管理責任者は、調査が必要と判断された場合は、調査委員会を設置し、調査（不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等についての調査）を実施する。

- 2 設置する調査委員会は、原則として、最高管理責任者、統括管理責任者(研究部門)、研究倫理教育責任者、該当部局のコンプライアンス推進責任者の他、専任教員の中から最高管理責任者が指名する者若干名をもって構成するが、増減することができる。
- 3 調査対象が、公的研究費(競争的資金等)に係る研究である場合、前項の規定にかかわらず、調査体制については公正かつ透明性の確保から、本学に属さない弁護士、公認会計士等の第三者（以下、「第三者調査委員」という。）を含む調査委員会を設置する。第三者調査委員は、本学及び告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- 4 前項において、調査内容が第 3 条に定める「特定不正行為」である場合、第三者調査委員は調査委員の半数以上でなければならない。

（調査）

第 10 条 調査実施の決定後、調査委員会において調査が開始されるまでの期間は 30 日以内とする。

- 2 調査の開始にあたって、調査委員会は告発者及び被告発者に対し、調査を行うことを通知し、調査への協力を求める。
- 3 調査委員会は、調査の開始後、調査委員会は概ね 150 日以内に調査結果のとりまとめを行うものとする。
- 4 調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、判定を行うに当たっては、被告発者に対し書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。
- 5 公的研究費(競争的資金等)に係る特定不正行為の調査に際しては、以下の点を遵守する。
 - ① 告発等（報道や会計検査院等の外部機関からの指摘を含む）を受けた場合は、第 9 条に基づき調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を配分機関に報告する。
 - ② 調査に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議しなければならない。
 - ③ 被告発者等の調査対象となっている者に対し、必要に応じて、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずる。
 - ④ 調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告する。
 - ⑤ 配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に報告する。
 - ⑥ 調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る配分機関からの資料

の提出又は閲覧、現地調査に応じる。

- ⑦ 告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与したものが関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。

(認定および不服申し立て)

第11条 最高管理責任者は、調査委員会における調査結果に基づき認定を行い、文書により告発者および被告発者に通知する。この場合において、告発者のうち氏名の秘匿を希望した者については、窓口を通じて通知するものとする。

- 2 告発者及び被告発者は、前項の認定の結果に不服がある場合は、窓口を通じ、最高管理責任者に対してその旨を申し立てることができる。

- 3 不服の申立ては、原則として文書により行わなければならない。

- 4 最高管理責任者は、前項の不服申し立てを受理したときは、直ちに調査委員会に対し不服申し立てに係る審査を付託するものとする。

- 5 調査委員会は、第4項の不服申し立てを基に速やかに50日以内に再審査を行う。

- 6 最高管理責任者は、前項の調査結果により、その認定を行い、文書により告発者及び被告発者に通知するものとする。この場合において、告発者のうち氏名の秘匿を希望した者については、窓口を通じて通知するものとする。

(不正行為に対する措置)

第12条 最高管理責任者は、前条第1項又は第6項の判定が行われ、不正行為の存在が確認された場合は、次の各号に掲げる必要な措置を取らなければならない。

- ① 調査対象者の教育研究（臨床）活動の停止勧告
- ② 配分機関、関連機関等への通知
- ③ その他不正行為の排除のために必要な措置
- ④ 特定不正行為と認定された論文等の取下げの勧告
- ⑤ 調査結果の公表

- 2 予備調査および調査の結果、告発が悪意（被告発者を陥れるため、又は被告発者が行う研究を妨害するためなど、専ら被告発者に何らかの損害を与えることや被告発者が本学に不利益を与えることを目的とする意思。）に基づくものと認定された場合、最高管理責任者は告発者に対し、氏名の公表や懲戒処分、刑事告発等、適切な処置を行う。

(告発者等及び被告発者の保護)

第13条 本学すべての教職員は、不正行為に関わる告発をしたこと、調査に協力したこと等を理由に、当該告発等に関係した者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 最高管理責任者は、前項の告発に関係した者が不利益な取扱いを受けないよう配慮しなければならない。

- 3 最高管理責任者は、調査の結果申し立てに関わる不正行為の事実が認められなかった場合において、被告発者の教育研究（臨床）活動への支障又は名誉棄損等があったときは、その正常化又は回復のために必要な措置を取らなければならない。

- 4 不正行為に関わる告発又は調査に関わった者は、関係者の名誉、プライバシーその他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(懲戒処分)

第14条 最高管理責任者は、調査の結果、不正行為と認定された場合は、当該不正行為を行っ

た者に対して、不正の背景、動機等を総合的に判断し、就業規則その他関係諸規程に従って、懲戒処分等必要な措置を講ずるものとする。

(事務)

第15条 研究活動に係る不正行為が生じた場合における措置等に関する事務は、両キャンパスのキャンパスディレクターが協力して行うものとする。

(関係法令などの遵守)

第16条 本規程に定めるもののほか、研究に係る不正行為が生じた場合における措置等に関し必要な事項は、『「研究活動における不正行為への対応に関するガイドライン（平成26年8月26日文部科学大臣決定）」に基づく学内規程』に則して対応するものとする。

(改正)

第17条 この規程の改廃については、理事長の承認を得なければならない。

附 則

本規程は、平成27年2月1日から施行する。

本規程は、令和4年4月1日から施行する。